



鳥取県公報

平成14年10月1日(火)
第7422号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (501) (県民活動推進課)	1
	土地改良区の役員の就退任 (502) (耕地課)	2
	県道の区域の変更 (503) (道路課)	2
	県道の供用の開始 (504) (")	2
	開発行為に関する工事の完了 (505) (都市計画課)	3
	採石法に基づく公開による聴聞 (506) (河川砂防課)	3
選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定 (73)	4
正 誤	平成14年3月29日付鳥取県規則第29号中訂正.....	4

告 示

鳥取県告示第501号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年11月19日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成14年10月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成14年9月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まちづくりNPO「魁」
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
山中 徳正
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市本町三丁目102
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取県内外に対して、まちづくり、地域活性化に関する調査・研究・提言事業を行い、もって人材育成事業とともに地域の公益に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり富海土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年10月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 仲 村 辰 夫 倉吉市富海694
 " 山 崎 重 利 倉吉市富海474
 " 藤 川 嘉 昭 倉吉市富海254
 " 和 泉 薫 倉吉市富海725
 " 山 崎 巖 倉吉市富海504
 監事 牧 田 徹 倉吉市富海695
 " 米 田 暁 史 倉吉市富海689

平成14年8月26日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山 崎 重 利 倉吉市富海474
 " 和 泉 薫 倉吉市富海725
 " 藤 川 嘉 昭 倉吉市富海254
 " 山 崎 巖 倉吉市富海504
 " 牧 田 徹 倉吉市富海695
 監事 仲 村 辰 夫 倉吉市富海694
 " 前 田 恭 孝 倉吉市富海586

平成14年8月27日就任 任期4年

鳥取県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成14年10月1日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成14年10月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取鹿野 倉吉線	東伯郡三朝町大字横手字福路493 - 1地先から同町 大字大瀬字上畑101 - 1地先まで	変更前	10.3 - 24.2	367.0
		変更後	12.3 - 91.6	362.0

鳥取県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項

の規定により告示する。

その関係図面は、平成14年10月1日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成14年10月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取鹿野 倉吉線	東伯郡三朝町大字横手字福路493 - 1地先から同町大字大瀬字上畑101 - 1地先まで	平成14年10月1日

鳥取県告示第505号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成14年10月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成13年12月28日 鳥取県指令都計3第3297号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市潮見町
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市昭和町5 - 17
三光株式会社
代表取締役 三輪博美

鳥取県告示第506号

採石法（昭和25年法律第291号）第34条の4第1項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を実施する。

平成14年10月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 聴聞の期日及び場所
平成14年10月10日（木） 午前10時から
鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁執行部控室
- 2 聴聞の当事者
八頭郡智頭町大字西宇塚45
久本砕石株式会社 代表取締役 久本温彦
- 3 予定される不利益処分の内容
採石法第32条の規定に基づく採石業者の登録の取消し
- 4 根拠となる法令の条項

採石法第32条の10第1項第5号

5 不利益処分の原因となる事実

平成12年9月29日付鳥取県指令河11第11号で知事が行った採石法第33条の規定による採取計画の認可が、採石法第33条の12の規定に基づき、次の理由により、平成14年9月10日付鳥取県達河第545号で取り消されたこと。

(1) 採石法第33条の規定に基づき知事が平成12年9月29日付鳥取県指令河11第11号で認可した採取計画に定められた残廃土の堆積方法に従わず、盛土する改良土の郷土確保及びサンドイッチ工法を実施しなかったこと。

(2) 採石法第33条の13第1項の規定に基づき鳥取県郡家土木事務所長（現鳥取県八頭郡地方県土整備局長）が平成14年2月16日付鳥取県達郡土維第2号で命じた崩落土砂の撤去を履行しなかったこと。

6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

鳥取県県土整備部河川砂防課

鳥取市東町一丁目220

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第73号

日野町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成14年10月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

施 設 の 名 称	所 在 地
菅福社会体育館	日野郡日野町上菅664 - 2

正 誤

平成14年3月29日公布の鳥取県規則第29号（鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	欄	行	誤	正
160	左欄	5及び6	米子地方県土 整備局	米子地方県土 整備局長
"	"	44及び45	米子地方県土 整備局	米子地方県土 整備局長
161	"	14及び15	米子地方県土 整備局	米子地方県土 整備局長